

スタートアップ創出促進保証のご案内

創業期の経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証」の保証申込受付を **令和5年3月中** に開始します。

■スタートアップ創出促進保証の概要

	内 容
申込人資格要件	次の①～⑤のいずれかに該当する創業者および創業者である中小企業者 ①事業を営んでいない個人が、2ヶ月以内に中小企業の会社を新たに設立し、事業を開始するもの ②中小企業者である子会社をこれから新たに設立し、自らの事業の全部または一部を継続して実施する中小企業者である親会社 ③事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、設立から5年未満のもの ④自らの事業の全部または一部を継続して実施する親会社によって、新たに設立された中小企業者である子会社であって、設立されてから5年未満のもの ⑤事業を営んでいない個人が、個人で創業した後、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社
申込方法	金融機関経由方式
保証限度額等	他の創業に係る保証と合算で3,500万円(責任共有対象外)(※1)
保証期間等	10年以内(据置期間は1年以内) ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は据置期間3年以内 ①申込金融機関において、本保証と同時にプロパー融資を実行する場合 ②保証申込時において、申込金融機関にプロパー融資残高がある場合
対象資金	事業資金(運転資金および設備資金)
担保・保証人	徴求しません。
自己資金	税務申告1期未了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。
貸付金利	金融機関所定
信用保証料率	1.2%(創業関連保証の信用保証料率に0.2%上乗せ)
添付書類	通常の申込書類に加え、本保証固有の「創業計画書」の添付が必要です。
ガバナンス体制の確認	融資実行後、会社設立3年目および5年目に中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける必要があります。
EBPM(※2)に伴う情報提供	スタートアップ創出促進保証における政策の効果検証を行うため、中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾金額および保証承諾日を当協会から経済産業省へ提供します。

(※1)保証限度額以外に、他の保証制度との合算限度の定めがあります。

(※2)Evidence-Based Policy Making. 証拠に基づく政策立案

取扱開始前事前相談受付中

スタートアップ創出促進保証に関する照会は、金融機関または当協会までお問い合わせください。

《当協会 お問い合わせ先》		サポートオフィス	06-6260-1730(代)
堺 支 店	072-223-3011(代)	東 大 阪 支 店	06-6781-9511(代)
門 真 支 店	06-6906-2511(代)	千 里 支 店	06-6835-3005(代)

◆スタートアップ創出促進保証の概要は中小企業庁のWebサイトでも公開しています。

URL:<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html>